

新型コロナウイルス感染症に係る大分市の各種支援についてお知らせします

大分市では、「コロナウイルスに関連する重篤者を出さないこと」「コロナウイルスの影響により市内の企業が倒産することがないこと」を目指して取り組んでおり、感染防止に取り組む施設や事業所、団体への支援や影響を受けた事業主、個人に対して、費用の補助等によりさまざまな支援を行っています。

この度、現在行っている支援内容の一部を拡充しましたのでお知らせします。

1. アクリル板の設置等の費用を補助しています **申請期限延長**
2. サーモグラフィ装置や紫外線滅菌装置の導入を補助しています **補助対象拡大**
3. 商店街の感染防止対策費用を補助します **追加**
4. 市営住宅の提供や家賃減額等を行っています **新規あり**
5. 医療機関への利子補給を行っています **補助対象拡大**

1. アクリル板の設置等の費用を補助しています **申請期限延長**
(大分市感染予防対策施設改修支援事業費補助金)

市内の事業所で市民生活の維持に必要な事業を行っているスーパーや飲食店などの中小規模事業者に対し、飛沫感染防止や身体的距離の確保など、感染防止対策に係る施設改修費の一部を補助します。申請期限を12月18日までとしていましたが、期限を令和3年3月5日までに延長します。

この補助金は、アクリル板の購入設置、感染リスクを減らすための小部屋の壁を取り払うなどの部屋の改修、換気扇の新設、ロールスクリーンの設置、身体的距離確保のための床表示など幅広く活用できます。

対象者	市内に主たる事業所を有する中小規模事業者
対象経費	令和2年4月1日以降に行った感染拡大防止に係る施設改修費の実費
補助率	3分の2
補助限度額	補助限度額：1事業所あたり10万円 かつ 1事業者あたり30万円
申請期間	5月11日(月)～令和3年3月5日(金)(必着)

<参考：これまでの補助実績>

194件 15,756,000円

【開発建築指導課 097-537-5635】

2. サーモグラフィ装置や紫外線滅菌装置の導入を補助しています **補助対象拡大** (新型コロナウイルス対策機器導入費補助金)

市内の宿泊施設や観光・レジャー等を目的として滞在する施設において旅行者が安心して宿泊・滞在できる環境を整備することにより、本市への誘客促進や旅行者の満足度向上を図ることを目的として、対象施設が設置する感染症対策機器の導入に要する経費の一部について補助しています。

飲食店・スナック等については、これまで収容人数が概ね 50 人以上の施設を対象としていましたが、全施設で利用できるよう補助対象を拡大します。

対象者	(全施設) 市内の宿泊施設、飲食店・遊興施設(スナック等) (収容人数概ね 50 人以上) 観光施設、公共交通機関、商業施設等
対象経費	市内の対象施設内で導入する以下の感染症対策機器に係る備品購入費および借上料 ・利用者の温度を非接触式で測定する固定式のサーモグラフィ装置 ・紫外線滅菌装置
補助率	補助対象経費の 5 分の 4
補助限度額	・1 施設あたりサーモグラフィ装置の導入について 60 万円 ・1 施設あたり紫外線滅菌装置の導入について 30 万円
申請期限	～令和 3 年 3 月 31 日(水)(必着) ※申請内容について担当課への事前相談が必要

<参考：これまでの補助実績(申請件数および申請額：12 月 10 日現在)>

- ・サーモグラフィ装置 . . . 108 件 33,195,000 円
- ・紫外線滅菌装置 . . . 11 件 3,184,000 円

【観光課 097-537-5717】

3. 商店街の感染防止対策費用を補助します **追加** (商店街活性化事業補助金〈商店街イメージアップ事業〉)

市民が安心して商店街で買い物ができるよう、商店街において新型コロナウイルスの感染防止対策を講じることができるように、消毒液やマスク購入等に係る費用を補助します。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための衛生管理事業のほか、テイクアウト事業、顧客誘致事業等に活用できます。

現在、第 3 弾(令和 2 年 7 月 1 日～12 月 31 日)を実施中ですが、令和 3 年 1 月 1 日から、第 4 弾を実施します。

対象者	市内の商店街団体
補助率	10 分の 10
補助限度額	1 商店街につき 100 万円
対象期間	令和 3 年 1 月 1 日(金)～3 月 31 日(水)
申請期間	令和 3 年 1 月 4 日(月)～3 月 31 日(水)

<参考：これまでの補助実績>

- ・第 1 弾 . . . 18 団体 10,597,000 円
- ・第 2 弾 . . . 21 団体 16,479,000 円
- ・第 3 弾 . . . 12 団体 9,553,000 円(12 月 10 日現在の申請件数及び申請額)

【商工労政課 097-537-5959】

4. 市営住宅の提供や家賃減額等を行っています

(1) 市営住宅の入居要件を緩和します **新規**

市営住宅に入居するには市税の完納が要件ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税の徴収猶予を受けている方については、例外として入居できます。

(2) 市営住宅の家賃減額措置を行っています

市営住宅等の入居者で、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した方に対して、減免基準に基づき家賃を減額しています。

<参考：これまでの実績>

- ・相談件数 . . . 35 件
- ・減額措置 . . . 24 件

(3) 市営住宅の提供を行っています

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が激減し、住宅の確保が困難となった方に対して、一時的に使用できる市営住宅を提供しています。

<参考：これまでの実績>

- ・一般 相談件数 . . . 7 件 提供 . . . 2 件
- ・学生 相談件数 . . . 3 件 提供 . . . 2 件

【住宅課 097-537-5634】

5. 医療機関への利子補給を行っています **補助対象拡大**

(大分市医療機関運営資金貸付金利子補給金)

新型コロナウイルスの影響により運転資金として金融機関から借り入れを行った医療機関に対して利子補給を行っており、このたび対象を拡大して、新型コロナウイルス感染症患者の入院病床を確保したことにより病床の稼働率が低迷した医療機関を追加します。

対象者	新型コロナウイルスの影響により休業又は新規受入れ停止など事業を縮小した医療機関に加え、新型コロナウイルス感染症患者の入院病床を確保したことにより病床の稼働率が低迷した医療機関
補給要件	運転資金として金融機関から受けた融資
補給期間	最大3年間

<参考：これまでの実績>
2件

【保健総務課 097-536-2222】